

事例10 (株)三菱UFJ銀行によるディーゼットバンクエージからの航空機 ファイナンス事業の譲受け

第1 当事会社

株式会社三菱UFJ銀行（法人番号5010001008846）（以下「三菱UFJ銀行」という。）は、銀行業を営む会社である。

ディーバイビーバンクエスイー（本社ドイツ。以下「DVBバンク」という。）及びディーバイビートランスポートファイナンスリミテッド（法人番号9700150000051）（本社イギリス。以下「DVBトランスポート」という。）は、いずれも金融業を営む会社である。

以下、三菱UFJ銀行の最終親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（法人番号4010001073486）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「三菱UFJグループ」という。また、DVBバンク及びDVBトランスポートの最終親会社であるディーゼットバンクエージー（本社ドイツ）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「DZ BANKグループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、三菱UFJ銀行が、DZ BANKグループに属するDVBバンク及びDVBトランスポートの両社が営む航空機ファイナンス事業を譲り受けること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第16条である。

第3 一定の取引分野

1 役務の概要

航空機ファイナンス事業とは、巨額の設備投資を必要とする事業者を対象とした事業性貸出しの一種であり、需要者である航空会社や航空機リース会社に対し、商用航空機の購入に必要な資金又は、商用航空機の購入に係る既存の借入れの借換えに必要な資金の貸出しを行う事業である。主に、銀行、リース会社等の金融機関によって営まれている。

2 役務範囲

(1) 需要の代替性

巨額の設備投資を必要とする事業者を対象とした事業性貸出しには、航空機ファイナンス事業のほかに、船舶、不動産、インフラ等の購入等を必要とする事業者を対象とした各種事業性貸出し（以下「その他のファイナンス事業」という。）がある。航空機ファイナンス事業の需要者である航

空会社や航空機リース業者は、商用航空機の購入等に必要な資金の借入れを目的としているのに対し、その他のファイナンス事業の需要者は、それぞれ、異なる目的で資金を調達しているため、航空機ファイナンス事業とその他のファイナンス事業は需要者が異なるとともに用途が異なる。

したがって、航空機ファイナンス事業とその他のファイナンス事業の間に需要の代替性は認められない。

(2) 供給の代替性

航空機ファイナンス事業を営むに当たっては、航空機の機種ごとの需要及び供給の動向、航空会社の経営の動向、その他グローバルな航空市況の全般的な動向等に関する高度に専門的な知識等が必要である。必要となる専門的なノウハウ等の内容は貸出しの対象となる需要者が購入等する商品によって異なり、例えば、その他のファイナンス事業のうち船舶に係るものを営む者が航空機ファイナンス事業に必要な専門的なノウハウ等を取得することは容易でないため、その他のファイナンス事業を営む者が航空機ファイナンス事業へ容易に転換できるとは認められない。したがって、航空機ファイナンス事業とその他のファイナンス事業の間の供給の代替性は限定的である。

(3) 小括

以上のことから、「航空機ファイナンス事業」を役務範囲として画定した。

3 地理的範囲

航空機ファイナンス事業の需要者は、借入可能額や金利等を考慮してより有利な条件を提示した金融機関から借入れを行うことが通常であり、国内外の航空機ファイナンス事業者を差別することなく取引している。また、航空機ファイナンス事業者は、需要者の所在する国を問わず取引している。

したがって、「世界全体」を地理的範囲として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

航空機ファイナンス事業の市場シェアは下表のとおりであり、本件行為後のHHI増分は約10であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

【平成29年における航空機ファイナンス事業における市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
-	三菱UFJグループ	0-5%
-	DZ BANKグループ	0-5%
-	その他	約95%
合計		100%

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。